

No.	008	—	2001	事務事業名	生活保護事務			細事務事業名	公的関与	5					
PLAN	課名	社会福祉課	係名	保護係	電話番号	089-964-4406	メールアドレス	syakaifukushi@city.toon.ehime.jp							
	事業区分	経常的事務事業		事業運営方法	直営	実施計画	該当	事業期間	平成 16 年度 ~	期間設定なし					
	総合計画	政策目標	第1章 みんなが元気になる健康福祉のまち		政策項目	6 社会保障の充実		主要施策	(1)生活困窮者への適切な対応						
	事業の対象	生活困窮者				根拠法令	生活保護法								
	事業の目的	最終的	その困窮程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。				今年度								
	活動内容	①	面接相談を経て申請を受け付け、調査及び要否判断を行います。				④								
		②	被保護者に対して個々の問題点を解決するための指導・助言を行っていきます。				⑤								
		③	本人が希望すれば生活保護受給者等就労自立促進事業を実施し、早期就労による安定収入の確保と経済的自立を支援します。												
	成果指標	指標名		計算式又は指標設定理由			単位	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 元 年度	最終目標				
				業務の性質上、指標設定になじみません。			目標								
					実績										
					目標										
					実績										
DO	予算費目	会計	一般会計			費目名	民生			費					
	直接事業費			平成 29 年度決算	平成 30 年度決算	平成 元 年度予算	備考								
		国・県支出金		273,925 千円	312,011 千円	327,611 千円									
		地方債		0 千円	0 千円	0 千円									
		その他特定財源		3,004 千円	10,116 千円	100 千円									
		一般財源		94,613 千円	72,455 千円	92,473 千円									
	計(A)		371,542 千円	394,582 千円	420,184 千円										
	人件費(B)	正職員工数・経費		4.384 人 26,357 千円	4.384 人 26,878 千円	4.384 人 27,361 千円									
		臨時職員工数・経費		1.000 人 1,974 千円	1.000 人 1,985 千円	1.000 人 1,987 千円									
	全体事業費(A+B)		399,873 千円		423,445 千円	449,532 千円									
CHECK・ACTION	一次評価者	保護係	総合評価点	A	必要性	4	有効性	4	達成度	3	効率性	3	今後の方向性	拡大・充実	
	項目	評価項目の説明 (一次評価者のコメント)													
	必要性	その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、被保護者の自立を助長しています。													
	有効性	世帯の状況を詳細に把握し、その状況に応じて必要な扶助を実施しています。													
	達成度	申請受付後速やかに調査及び保護の要否判定を行い、必要な扶助を実施しています。被保護者世帯の問題点を解決するための指導・助言を行っています。													
	効率性	関係機関との連携や県の指導助言により、適宜適切な事務の施行を実施しています。													
	当面の課題	当市の被保護世帯数は緩やかな上昇傾向にあり、今後増加が予想される要保護者に対する相談業務の体制整備等の対応が懸念されます。													
	改 革 計 画	実施機関として適切な対応が図れるよう、社会福祉法で定める現業を行う所員の数について増員の検討を行います。													
	二次評価者	社会福祉課長	総合評価点	A	必要性	4	有効性	4	達成度	3	効率性	3	今後の方向性	現状維持	
	二次評価での指摘事項	生活困窮者に対し必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度であるため必要です。													

No.	008	—	2008	事務事業名	生活困窮者自立相談支援等事務	細事務事業名		公的関与	5				
PLAN	課名	社会福祉課	係名	保護係・社会福祉係	電話番号	089-964-4406	メールアドレス	syakaifukushi@city.toon.ehime.jp					
	事業区分	經常的事務事業		事業運営方法	一部委託	実施計画	該当	事業期間	平成 27 年度 ~ 期間設定なし				
	総合計画	政策目標	第1章 みんなが元気になる健康福祉のまち		政策項目	6 社会保障の充実		主要施策	(1)生活困窮者への適切な対応				
	事業の対象	生活困窮者、生活保護受給者				根拠法令	生活困窮者自立支援法、生活保護法						
	事業の目的	最終的	複合的な課題を抱える生活困窮者の状況に応じたきめ細かな支援策の実施により、生活困窮者を通じた地域の活用資源の掘り起こしによる地域づくりと市民生活の安定の確保を推進します。また、稼働能力及就労意欲のある被保護者の経済的、社会的自立を図るための就労支援を推進します。				今年度						
	活動内容	①	就労その他の自立に関する相談支援等を行う自立相談支援事業を東温市社会福祉協議会へ委託して実施します。				④						
		②	離職等により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の住居確保給付金を支給します。				⑤						
		③	本人の希望により被保護者就労支援事業(東温市社会福祉協議会へ委託)を実施し、早期就労による安定収入の確保と経済的自立を促進します。										
	成果指標	指標名		計算式又は指標設定理由			単位	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 元 年度	最終目標		
		新規相談受付件数	生活困窮者自立相談支援機関へ申込した相談者の数				件	目標	80	90	100	100	
実績								67	55				
プラン作成件数		自立相談支援員との相談により支援プランを作成した相談者の数				件	目標	20	25	30	50		
	実績						0	5					
被保護者就労支援件数	保護受給者のうち就労支援事業に参加した者の数				件	目標	3	4	4	4			
	実績					1	2						
DO	予算費目	会計	一般会計			費目名	民生						
	直接事業費	平成 29 年度決算		平成 30 年度決算		平成 元 年度予算		備考					
		国・県支出金	10,695 千円		10,748 千円		11,067 千円						
		地方債	0 千円		0 千円		0 千円						
		その他特定財源	0 千円		0 千円		0 千円						
		一般財源	4,303 千円		5,136 千円		4,299 千円						
		計(A)	14,998 千円		15,884 千円		15,366 千円						
	人件費(B)	正職員工数・経費	0.174 人	1,046 千円	0.174 人	1,067 千円	0.174 人	1,086 千円					
		臨時職員工数・経費	0.000 人	0 千円	0.000 人	0 千円	0.000 人	0 千円					
	全体事業費(A+B)	16,044 千円		16,951 千円		16,452 千円							
一次評価者	保護係・社会福祉係	総合評価点	A	必要性	4	有効性	4	達成度	3	効率性	3	今後の方向性	現状維持
項目	評価項目の説明 (一次評価者のコメント)												
必要性	世帯の抱えている課題を詳しく評価・分析し、個々の状況に応じて計画的かつ継続的に問題解決に必要な包括的支援が受けられるような連携体制の構築が必要になっています。												
有効性	事業参加の同意のあった相談者は、自立相談支援員や就労支援員と相談の上、相談者の意向を反映した計画的かつ継続的な支援プランを策定し、問題解決に向けて関係機関と連携した包括的支援が受けられるようになります。												
達成度	相談件数の実績は平成29、30年度では年間約50～60件程度で推移していますが、支援プラン作成は平成30年度で5件と支援事業への参加同意が得にくい状況があります。												
効率性	関係機関との連携や情報収集を図り、効果的な実施方法の検討を行い、県の指導助言を受けながら適宜適切な事務の執行に努めます。												
当面の課題	平成27年度から事業実施され5年目となり、委託先である社会福祉協議会の支援員のスキルアップが図られていますが、プラン作成件数は年度によりばらつきがあります。												
改 革 画	相談内容によりプラン作成には至らないケースもありますが、相談者の自立促進に向けて包括的支援が受けられる体制の整備を検討します。												
二次評価者	社会福祉課長	総合評価点	A	必要性	4	有効性	4	達成度	3	効率性	3	今後の方向性	現状維持
二次評価での指摘事項	生活困窮者等に対し、個別・具体的課題に応じて関係機関が連携して必要かつ継続的な支援を行い、相談者の早期の社会的、経済的自立を促進することが義務付けられている制度であるため必要です。												